平成２９年（フ）第１３９０号
東京都府中市西府町２丁目33番地の６ＳＴコーポ302
債務者　旭　　拓
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３９１号
東京都府中市西府町２丁目33番地の６ＳＴコーポ302
債務者　旭　　美佳
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３９３号
東京都あきる野市油平196番地２ヒルトップＤ棟310号
債務者　北御門新吾
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４５１号
静岡県浜松市中区船越町44番11号　ハイツコーエイ201
債務者　八ツ役義行
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免877番地18、前住所長崎県松浦市御厨町山根免335番地
債務者　福守　　修
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
長崎県佐世保市権常寺町707番地10、前住所福岡県北九州市小倉南区徳力団地45番303号
債務者　石川　祐樹
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市船越町573番地６、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷859番地８
債務者　野口　　正
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市潮見町25番17号　モーツアルト103号、前住所神奈川県横浜市金沢区柴町391番地　マリンシティ金沢文庫Ｂ棟1105号
債務者　山崎　匡代
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９６５９号
東京都足立区関原３丁目９―20　ホワイトハイム第３　202
債務者　早川　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７６７号
横浜市鶴見区矢向５丁目11番８号　コーポさつき101
債務者　平間　直子（旧姓根田）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２０号
横浜市緑区いぶき野64番地１　ドミールいぶき野103号
債務者　武　　勝行
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８３７号
横浜市戸塚区汲沢２丁目23番９―103号
債務者　山崎　智宏
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６９号
神奈川県鎌倉市台５丁目９番１―608号
債務者　高瀬　　昭
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７３号
横浜市神奈川区松見町４丁目1124番地３　ＷＴＣ菊名マンション207号
債務者　寺尾　　忠
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部